

Ⅲ. 設計・建設業務 3.基本方針

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準
基本方針				<p>事業者は下記の鳥取県立美術館整備基本計画の施設整備方針に則り、施設整備を行うこと。</p> <p>① 作品を良好な環境で保管・展示 ・「とつりのアート」を次世代に継承するため、堅固な構造や良好な環境で作品を保管・展示できる施設</p> <p>② だれもが安全・快適に利用 ・お年寄りや子どもたち、あるいは障がいのあるの方も、だれもが安全に利用しやすい施設 ・開放的で回遊性のある空間に配慮したオープンな施設 ・だれもが日常とは異なるくつろいだ時間を過ごせる、心地よい空間に配慮した施設</p> <p>③ 賑わい機能の創出 ・先端の映像・音楽設備を備え、エントランスホール(フリースペース)や展示室を活用したユニークベニューとして展開しやすい施設 ・だれもが建物のどの方向からも、気軽に立ち寄りしやすいオープンな施設</p> <p>④ 倉吉パークスエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果(相乗効果)の発揮 ・倉吉パークスエア全体や大御堂廃寺跡を含めたエリア一体でシナジー効果(相乗効果)を出して効用を高められる施設</p> <p>⑤ デザイン性に優れた施設 ・周辺環境と調和し、多くの人が憧れを感じることで、デザイン性に優れた施設</p> <p>⑥ 効率的・持続可能な施設 ・事業活動の中で柔軟な利用形態や、倉吉パークスエア内の施設等と連携を意識しながら、合理的・効率的な設備仕様や配置に配慮した施設 ・計画的で適切な維持管理により、長期にわたって美術館として必要な機能が持続可能となる施設</p> <p>⑦ その他 ・県産材をはじめとした地域素材を積極的に利用した施設 ・省エネルギーや再生可能など環境保全に配慮した施設</p>
地盤状況			地盤状況	<p>地盤状況は、「別添資料4 地積測量図」および「別添資料● ●●●●●●●図」による。</p> <p>ただし、設計にあたり、事業者が別添資料だけではすべての地盤の状況が判断できないとなった場合、事業者が自ら地盤調査、その他必要な調査を行う。</p>
社会基盤	上水道の敷設状況			上水道の敷設状況は、「別添資料5 上水道配管図」による。
	下水道の敷設状況			下水道の敷設状況は、「別添資料6 下水道台帳」による。
	電話の敷設状況			電話の敷設状況は、「別添資料7 電力・電話インフラ図」による。
	電力の敷設状況			電力の敷設状況は、「別添資料7 電飾・電話インフラ図」による。
	テレビ電波障害受信障害の障害範囲			テレビ電波障害受信障害調査は、事業者にて実施すること。障害が生じた場合の対策費用負担は、発注者とする。
施設内容	整備対象施設	美術館 駐車場およびその他構一式		<p>本美術館には、下記の機能を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者用駐車場 ・車いす利用者用駐車場 ・来館者用駐輪場 ・職員用駐輪場 ・オープンスペース(広場)
	整備規模	美術館面積		<p>延べ面積9,910㎡(外壁より内側の面積を示す) (うち、「別添資料1 各室諸元表」記載の諸室中の「県民ギャラリー」「ホール・レクチャールーム」「ワークショップルーム・スタジオ」「キッズルーム」「エントランスホール」が、「賑わい交流施設(仮称)」として国交省の補助事業の対象となる予定)</p>
		駐車場台数		来館者用106台(車いす利用者用駐車場を含み、当該台数は法令に基づくものを確保する)
		駐輪台数		来館者用及び職員用の駐輪場を来館者用30台、職員用20台設置する。
	面積の考え方及び変更			面積に指定のある室およびエリアで、「以上」「以下」と記載のあるものはそれに従い、その他は95%以上105%以下の範囲内で確保する。 ※教育普及エリア、サービスエリア、共用・事務エリアの内【来館者ゾーン】は、提案の自由度を高める方向で検討中 本事業における各室の性能別要求水準は「別添資料1 各室諸元表」による。
各室性能等				

Ⅲ. 設計・建設業務 4. 施設整備に係る基本的性能

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準	
社会性	地域性		歴史、文化及び風土への配慮	地域の歴史、文化及び風土の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献に配慮する。	
			地域との連携	倉吉市中心市街地に位置し、倉吉パークスクエアに隣接した地域性に配慮し、立地特性にふさわしい施設とする。	
	景観性		地域活性化への貢献	市街地における施設整備を考慮し、駐車場の出入に伴う渋滞等周辺交通への影響に配慮する。また、隣接する倉吉パークスクエアの諸施設との連携を意識し、合理的・効率的な設備仕様や配置に配慮する。	
			関連計画等との連携	美術館としての機能に加え、地域住民が気軽に訪れたいような開放的な施設とすることで、中心市街地の賑わいの創出、活性化を図る。	
環境保全性	環境負荷低減性	基本方針	歴史、文化及び風土への配慮	鳥取県建築物環境配慮計画制度に基づくCASBEEとつりにおいて、Aランク(BEE値1.5～3.0)以上を取得し、次項以降の環境負荷低減性能を配慮して提案を行う。	
			長寿命	倉吉市景観条例及び、倉吉市景観計画(平成22年)に則した計画とする。	
		適正使用・適正処理	周辺「大御堂廃寺跡」の隣接地にふさわしい景観や、倉吉パークスクエア等の文化施設が集積する立地環境を考慮した景観形成に配慮する。		
		建設副産物の発生抑制・再資源化	周辺「大御堂廃寺跡」への眺望を確保する。		
			歴史公園に面していることを考慮し、連続性のある緑化空間の形成を図るよう配慮する。		
		エコマテリアル	周辺「大御堂廃寺跡」への眺望を確保する。		
			歴史公園に面していることを考慮し、連続性のある緑化空間の形成を図るよう配慮する。		
		省エネルギー・省資源(負荷の軽減)	地域産木材	建物の外観は、周辺景観に調和し、長期にわたって飽きのこない、多くの人が憧れを感じる事ができるデザインとする。	
			低環境負荷材料	建物のポリウムが与える影響について、圧迫感をおさえるなど、計画地北側の住宅地に配慮する。	
			熱帯材型枠の使用合理化	鳥取県建築物環境配慮計画制度に基づくCASBEEとつりにおいて、Aランク(BEE値1.5～3.0)以上を取得し、次項以降の環境負荷低減性能を配慮して提案を行う。	
			副産物・再生資源の活用	施設の長寿命化が図られ、環境負荷低減への総合的な取り組みを図る。	
			分解が可能な材料・構工法	廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等が行われ、環境負荷低減への総合的な取り組みを図る。	
			基本的性能	建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用に努める。	
				建物配置	建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用に努める。
				外壁、屋根、床の断熱	「公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム」に基づき、県産材(CLT及びLVLを含む)を活用する。
				窓の断熱、日射遮蔽、機密化	環境負荷低減に資する資機材を使用し、総合的に環境負荷を低減する。
			省エネルギー・省資源(自然エネルギーの利用)	空調負荷の軽減	環境負荷の低減と、人体への安全性、快適性に配慮し、自然材料等の活用を図る。
		エネルギー損失の低減		熱帯林の保護、建設廃材の削減に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。	
	省エネルギー・省資源(エネルギー・資源の有効利用)	自然採光(直接的利用)	地球上の資源枯渇と最終処分量を抑制することに配慮し、資源循環に配慮した資機材の積極的な活用を図る		
		エネルギーの変換及び利用が効率的に実施されるような建築設備システムを構築する。			
電力負荷の低減及び平準化に配慮した建築設備システムとする。					
搬送エネルギーの最小化		空調・換気を使用する送風機やポンプ、昇降機等の省エネルギー化を図る。			
照明エネルギーの最小化		高効率照明器具の採用や照明制御システムの適正な採用により、電力消費量の低減を図る。			
水資源の有効活用		上水消費量を削減するとともに、公共下水道への負担を低減するため、水資源の有効活用を図る。			
適正な運転管理が可能なシステムの構築		エネルギー使用量を把握するため、使用しているエネルギー種別についての計測設備を有し、最適な省エネルギー運転が可能な管理システムの構築を図る。			
エネルギー及び資源の有効利用を図り、総合的に環境負荷を低減する。					
開口部やサッシュの形状への配慮及び照明の制御により、照明負荷の低減を図ること。					
あわせて、開放感を提供する等の室内の快適性を確保する。					
周辺環境保全性	地域生態系保全	地域生態系の保全を図り、総合的に環境への影響を低減する。			
		必要最小限の地形の改変等により、既存の周辺環境の保全に配慮する。			
		緑化や保水性舗装材の採用等、ヒートアイランド現象の抑制に貢献する計画とする。			
	周辺環境配慮	地域の環境保全に寄与し、魅力ある都市空間を創造する。			
		本施設周辺の環境への影響に配慮し、生じうるあらゆる障害の抑制に努める。			
		風害の抑制	隣接する敷地への風害をできる限り抑制する。		
光害の抑制	隣接する敷地への光害をできる限り抑制する。				
日照障害の抑制	隣接する敷地への日照の影響をできる限り抑制する。				
電波障害の抑制	周辺地域への電波障害をできる限り抑制する。				
悪臭の抑制	周辺地域への悪臭をできる限り抑制する。				

安全性	防災性	耐震性		構造体の耐震性：Ⅱ類、建築非構造部材の耐震性：B類、建築設備の耐震性：乙類とする。 （「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による） 建築基準法および消防法等の関連法規に適合させる。
			耐火性	火災時対応 展示室は他の部分と建築基準法に基づく防火区画を施す。収蔵庫は、前室と収蔵庫を含めたエリアを、エリア外で火災が発生した際に120分間収蔵庫内の温度が80℃以上に上昇しない構造とする。また収蔵庫-収蔵庫間、収蔵庫-前室間は、それぞれ火災が発生した際に30分間収蔵庫内の温度が80℃以上に上昇しない構造とする。 建築基準法および消防法等の関連法規に適合させる。
		対浸水	基本的性能 河川氾濫、高潮又は内水氾濫による水害に対して、人命の安全の確保に加え、財産・情報の損傷等の防止が図られるよう、性能の水準を確保する。	展示室、収蔵庫は、前項に加え、不活性ガス消火設備を備え、火災時の消火活動により展示・収蔵品の水・消火剤等による被害を防ぐ。また、隣接室の消火のために使用した水・消火剤等が当該室に侵入しないよう対策を講じる。
		耐風性	基本的性能 稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	建築基準法施行令84条の4及び令87条に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全であること。 （構造体、建築非構造部材） 建築基準法施行令第129条の2の4に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全であること。 （建築設備）
			風圧力に対する安全性の確保	風による振動に対する安全性の確保 風方向振動、風直交方向振動、ゆれ振動、渦振動及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全であること。
		耐雪・耐寒性	基本的性能 構造体に、稀に発生する積雪により使用上の支障が生じず、地盤凍結により損傷が生じないこと。 積雪、雪害、凍結又は凍害に対して、外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備に係る安全性及び機能の確保が図られていること。	積雪荷重に対する安全性の確保 建築基準法施行令第86条に規定される積雪荷重に対して、構造耐力上安全であること。
			積雪荷重に対する安全性の確保	地盤凍結に対する措置 地盤凍結の影響を受ける可能性のある構造体について、凍結深度より深い根入れ深さの確保、その下の地盤の凍上の防止等凍結に対する有効な措置を講じること。
			地盤凍結に対する措置	通路等について、積雪、路面凍結等に対して、歩行者等及び自動車の通行に当たっての安全の確保を図ること。
			外部空間の安全性の確保	建物周り等について、歩行者等又は自動車、隣地、損傷のおそれのある工作物等に、氷雪が落下しないよう対策を講じること。 外構について、外構地盤凍結により損傷が生じないよう凍上抑制等の対策を講じること。
			建築物の形状、仕上げ等に係る対策	屋根、パラペット等について、積雪、凍結等により防水機能が損なわれないよう対策を講じること。傾斜部等は、雪が堆積若しくは自然落下しにくい形状とする等の配慮を行う。又は融雪対策等を講じること。端部等は、凍結等により損傷が生じないようにする。 外部の建具等は、雪が堆積しにくい形状とする等の配慮をすること。
			建築物の形状、仕上げ等に係る対策	仕上げ材料について、耐凍害性を確保すること。
			建築設備に係る対策	機器について、設置環境に応じた寒冷地対策・落雪対策を講じること。 屋外配管又は凍結のおそれのある屋内配管について、凍結防止対策を講じること。
		対落雷	基本的性能 落雷に対して、人命の安全に加えて、本施設の重要な通信・情報機器の機能の確保が図られていること。	施設の保護 想定される雷から施設が保護され、被害の低減が図られていること。
			通信・情報機器の保護	電力・通信引込線における対策 引込口において電力・通信引込線からの雷サージの侵入を防止する対策を講じること。
	常時荷重	基本的性能 常時荷重により構造体を使用上の支障が生じないこと。	構造上の損傷又は変形の防止 常時荷重により、構造体を使用上の支障となる、損傷が生じないよう強度が確保されているとともに、変形が生じないよう剛性が確保されていること。	
		構造上の損傷又は変形の防止	構造上の移動又は転倒の防止 土圧により構造体の移動又は転倒が生じないようにすること。	
		構造上の移動又は転倒の防止	構造体の浮き上がりの防止 水圧により構造体の浮き上がりが生じないこと。	
		構造体の浮き上がりの防止	機能維持性	基本的性能 ライフラインが途絶した場合等においては、一時的に一部を除く機能を維持できなくなるが、ライフラインの回復に伴い、所要の機能を速やかに復旧できる。
		電力供給機能の確保	通信・情報機能の確保 公衆電源の途絶時又は本施設内での電力供給に係る事故の発生時においても、別に定める期間指定する機能を維持するために要する電力供給機能が確保されていること。また、商用電源の回復に伴い、電力供給機能が速やかに復旧できること。	
	防犯性	通信・情報機能の確保	給水機能の確保 公衆通信網の回復に伴い、通信・情報機能が速やかに復旧できること。	
給水機能の確保		排水機能の確保 上下水道の回復に伴い、給水機能が速やかに復旧できること。		
排水機能の確保		空調機能の確保 下水道の回復に伴い、排水機能が速やかに復旧できること。		
空調機能の確保		防犯性	外部からの侵入防止や犯罪等の発生を未然に防ぐとともに、諸室のプライバシーを確保し、用途、目的、利用状況等に応じたセキュリティエリアについて、その境界が適切に確保され、エリアに応じた防犯性を確保すること。 各室のセキュリティは「別添資料2 各室のセキュリティの考え方」に記載のセキュリティレベルで運用ができるよう留意すること。	
外部からの侵入防止や犯罪等の発生を未然に防ぐとともに、諸室のプライバシーを確保し、用途、目的、利用状況等に応じたセキュリティエリアについて、その境界が適切に確保され、エリアに応じた防犯性を確保すること。		機能性	基本的性能 本施設は、倉吉パークスクエアに隣接し、美術館来館者をはじめ多数の利用者が訪れることを想定している。このため、分かりやすい空間構成・諸室配置とし、初めての来館者が訪れやすい計画とすること。	
機能性	利便性	基本的性能 来館者の利便性、諸室用途及び管理区分の考え方に留意した諸室配置とすること。	諸室配置計画 開放的で利用者が入りやすく、建物内での回遊性が確保できるような配置計画とすること。	
		動線計画 歩行者と自転車や自動車（自動二輪含む）の動線は、出来る限り交差しないよう配慮すること。 来館者動線とサービス動線等の異なる種類の動線は適切に分離すること。 各種動線は出来るだけ遠回りにならないようにすること。		
		イベント開催や屋外作品展示などを通した隣接施設との一体的利用などの動線に配慮すること。		
		玄関、廊下、階段、傾斜路等は、利用用途や利用者数に応じてスペース寸法等を確保すること。		
		エレベーター、搬入用エレベーターは、用途、利用者数、搬送対象物等に応じて、適切な搬送能力（定員、台数、速度等）が確保されているほか、構造、運転操作方式、速度制御方式等が適切な仕様となっていること。		
		車路の幅員、傾斜部の勾配、駐車スペースの寸法等の各部構造が関係法令に適合していること。 自動車が円滑に回転できるよう、自動車の回転軌跡に応じたスペースが確保されていること。		
		安全性の確保 （視認性等の確保） 仕上げ等の詳細における配慮や見通しの確保等により、転倒、転落、衝突等の事故防止を図ること。 通行に支障を及ぼす突出物がないこと。		
		安全性の確保 （操作部の安全性確保） 可動部の動作中に事故が発生しないよう安全性が確保されていること。 操作に係る安全性が確保されていること。 排煙設備等は、緊急時に容易に操作できるようになっていること。 操作を行う人が限定される建築設備等の操作部については、その他の人による誤操作を防ぐ措置を講じること。		
		安全性の確保 （安全性確保のための表示） 可動部の動作に当たっての安全性の確保に必要な注意喚起、警告等及び安全な操作に必要な情報について、適切に表示等を行うこと。		
		安全性の確保 （開口部の安全性の確保） 主に子どもが利用する諸室については、基本的に開口部に使用するガラスは強化ガラスとすること。それ以外の部分については、（財）日本建築防災協会「ガラスを用いた開口部の安全指針」による。		
ユニバーサルデザイン	全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に利用できる施設とし、視認性に優れたカラーUDに配慮したサインの計画や段差処理、明快な動線計画等、ユニバーサルデザインの考え方を十分に踏まえること。 「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させ、鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証の交付を受けること。 設計中、工事中、工事完成前の各段階において実施する福祉団体との意見交換会を行うこと。			

室内環境性	音環境	基本的性能	諸室用途を踏まえ、遮音、採光、熱環境等の室内環境性に配慮した計画とすること。	
		外部騒音への対策	展示室、会議、応接等に必要な静寂さを確保すること。また、諸室外への音声の漏洩が適切に防止されていること。 騒音源からの距離の確保、遮蔽物の設置等により、外部騒音の影響を低減すること。	
		内部騒音への対策	諸室の用途及び外部騒音の大きさに応じ、騒音の影響の低減に配慮すること。 騒音源からの距離の確保や騒音の高い諸室と低い諸室を適切にゾーニングする等により、騒音の影響を低減させること。 床衝撃音の、重量床衝撃音は概ね $L_i, F_{max,r}, H(1) - 50 \sim 65$ (JISA1419-2:2000 による)、軽量床衝撃音は概ね $L_i, r, L - 45 \sim 60$ (JISA1419-2:2000 による)の範囲で対象となる室の性質、用途に応じて性能水準を確保すること。 「別添資料1 各室諸元表」に示す音環境性能を遵守すること。 対象とする諸室の用途等に応じて適切な遮音性及び吸音性が確保されていること。 低騒音型機器の使用、防振基礎の設置等により、設備機器からの騒音の発生及び伝播を抑制すること。 設備機器から発生する騒音、近接する室等の用途等に応じて、設備室の壁の遮音性及び吸音性を適切に確保すること。 空調機器から伝播する騒音の目標値としては日本建築学会の指針等を参照しながら、室の性質、用途に応じて性能水準を確保すること。	
		音声漏洩への対策	ワークショップルーム、ホールにおいて、室の位置、前室の設置、T-1～T-2以上(JISA4702-2:2000 による)の遮音性を有するドアセットの使用等の組み合わせにより音声の漏洩を防止すること。 必要に応じて、天井裏及び二重床下の遮音性を確保すること。 必要に応じて、消音チャンバー等により、ダクトを通じた音声の漏洩を防止すること。	
		光環境	基本的性能	諸室の用途等に応じて適切に光環境を確保すること。
		照度の確保	諸室の用途等に応じた照度を確保すること。	
		照明のグレア規制	室等の用途等に応じて、必要なグレア規制を行うこと。	
	照明の光源の光色及び演色性	諸室の用途等に応じた照明の光源の光色等を採用すること。		
	照明の意匠性	照明器具の配光、デザイン及び配置が諸室の用途等に応じたものとする。		
	照明の制御	諸室の用途等に応じて、省エネルギーを考慮したゾーニングや調光等を行えるものとする。		
	自然採光	諸室の用途等に応じて、適切に開口部の面積及び位置を設定するとともに、快適性や演出効果等を考慮して自然光を取り込むこと。		
	熱環境	基本的性能	諸室の用途等を考慮して、負荷変動応答性に優れ、必要に応じて個別に制御可能な熱環境を確保すること。	
	温湿度の設定	「別添資料1 各室諸元表」に示す温湿度設定を遵守すること。 湿度分布が室内各部において均一となるよう配慮すること。		
	気流の設定	気流速度は $0.5m/s$ 以下とすること。 吹出口等は、冷風又は温風を均一に拡散し、ドラフト感を与えない配置とすること。		
	熱負荷の取得軽減及び発生抑制等	方位、周辺環境等を考慮した形状及び配置・平面計画により、屋外から受ける熱負荷の低減を図ること。 壁、開口部等の断熱性及び気密性を確保するとともに、開口部の大きさ等に配慮して屋外又は隣接室から受ける熱負荷の低減を図ること。 照明、空調等の設備機器は、発熱量の少ないものとするにより、熱負荷の発生を抑制すること。 機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理し、周囲に与える影響の低減を図ること。		
	空調システムの制御	熱負荷の傾向、諸室の使用条件、空調条件等を考慮して、空調のゾーニングを設定し、機能性及び経済性の向上を図ること。 利用者数、作業内容等の室等の利用形態の変化等に対応でき、室等ごとに個別に制御できるシステムとなっている。		
	結露の抑制	室内の温湿度及び壁等の断熱性を考慮することにより、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。		
	空気環境	基本的性能	諸室の用途等を考慮した空気環境を確保すること。	
	換気量の設定	利用者の快適性に配慮して、必要な新鮮空気を確保すること。 換気量は空気清浄度等を考慮して、原則として $30m^3/h$ ・人以上とすること。		
	換気方式の選定	換気方式は諸室の用途、位置、床面積等に応じて適切に選定すること。 外気取入口は、周辺環境、建築物の位置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置等とすること。		
	空気清浄度の確保	「別添資料1 各室諸元表」に示す空気清浄度を遵守すること。 内装材、保温材等の材料の適切な選択により、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物(VOC)等の空気汚染物質の発生が抑制されている。		
	空気バランスの確保	室等の内外の空気の圧力バランスを考慮して、適切な給気風量及び排気風量を確保すること。		
	衛生環境	基本的性能	人の健康等に悪影響を与えない衛生環境を確保すること。	
	給水・給湯設備(上水)	水質は、水道法等の関係法令に適合するものとする。 水量、水圧及び水温は、用途に応じた適切なものとする。		
	排水設備(下水)	適切な排水方式、貯留及び廃棄により、諸室内への汚染を防ぐこと。 必要に応じて水処理を行うことにより、排水の水質は、下水道法等の関係法令に適合するものとする。		
	空調設備(空調用水)	適切な水処理システムを備えること。 水質及び水圧は、用途に応じた適切なものとする。		
	衛生器具設備	衛生器具の個数は、諸室の用途、利用者予定数等を勘案して適切に計画すること。 衛生器具の形式は洋式(ウォシュレット機能付)を基本とし、用途や利用方法等に応じた適切なものとする。		
IPM対策	IPM(総合的有害生物管理)の理念を踏まえた虫の侵入防止処置を講じる。			
ごみ処理	ごみの種類及び発生量に応じて、収集、貯留、処理、搬出等が可能なスペースを確保すること。			
振動	基本的性能	床の連続振動や衝撃振動、床衝撃音棟による心理的不安や生理的不快感を与えないよう配慮すること。設備機器や諸室、ロビーからの音や振動が、静粛性を求められる展示室等の諸室に対し悪影響を及ぼさないよう配慮すること。		
諸室の配置	諸室の用途に留意して、振動源からの距離を適宜、確保すること。			
応答加速度の目標値	床の用途上、日常的な振動発生源になると想定される加振条件下で、床の応答加速度が「建築物の振動に関する居住性能評価指針」(日本建築学会環境基準AIJES-V0001-2004。以下「居住性能評価指針」という。)の鉛直振動に関する性能評価直線V-70~90 以下となるようにすること。			
振動源における対策	振動の低減を図ることが可能な機器の使用、防振基礎の設置、床の剛性の確保又は浮き床の設置等により、機器から発生する振動の伝播を抑制すること			
風によるもの	再現期間1年の風による床の最大応答速度が、居住性能評価指針の風による水平振動に関する性能評価曲線H-70~90 以下となるようにすること。			

経済性	耐用性	耐久性(構造体)		長寿命かつ耐久性、信頼性の高い資材や設備の使用に努めること。また、十分な破損防止対策を行った上で老朽時及び破損時は容易に交換が可能な仕様とすること。躯体のコンクリート等の耐久性の低下や、金属系材料の腐食、木材の腐朽など、仕上材の劣化、損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。 なお、コンクリートの耐久設計基準強度は、公共建築工事標準仕様書やJASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)に定める24N/mm ² 以上とすること。 ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、建築資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性を確保すること。	
		耐久性(建築非構造部材)	基本的性能 建築資機材全般に係る耐久性 外装、屋根・防水等に係る耐久性 構内舗装に係る耐久性	想定される使用条件において、容易に損傷しない耐久性を確保すること。 施設の規模及び構造、これらに応じた更新性等を考慮した耐久性を確保すること。 想定される使用条件に応じた耐久性を確保すること。	
		耐久性(建築設備)	基本的性能 設備機材全般に係る耐久性 屋外に設置する設備資機材に係る耐久性	ライフサイクルコストの最適化が図られるよう、設備資機材の特性、更新周期等を考慮した合理的な耐久性を確保すること。 適切な更新周期が想定されており、更新時期まで所要の性能を発揮できる合理的な耐久性を確保すること。 風雨や塩害による影響について、適切な対策を考慮すること。	
		保全性	作業性	基本的性能 平面計画	清掃、点検・保守等の維持管理が効率的かつ安全に実施できること。 清掃、点検・保守等の作業スペースを確保すること。 各作業に使用する機材等の搬出入経路を確保すること。 点検・保守等が容易に行える配管・配線・ダクトスペースを確保すること。
				作業用設備の設置	点検・保守、清掃等に必要な設備を設置すること。
				仕上げ材等	汚れにくく、清掃等維持管理のしやすい仕上げとすること。
	建築設備			設備システム及び機器配置は、清掃、点検・保守等が効率的かつ容易に行えるよう考慮したものとなっている。	
	外構			工作物について、汚れにくく、保守点検、清掃のしやすさに配慮すること。 植栽について、灌水、剪定、清掃等の維持管理のしやすさに配慮すること。	
	更新性			基本的性能 平面計画	材料、機器等の更新が容易かつ経済的に実施できること。 更新時の作業スペースを適切に確保すること。 更新時に使用する機材等の搬出入経路を確保すること。 更新等が容易に行える配管・配線・ダクトスペースを確保すること。
	材料、機器等の分離及び組み合わせ		更新時の道連れ工事が少なく経済的かつ容易に行えるようにすること。		
	建築設備		機器等の更新周期の調整や互換性、汎用性の確保など、経済的かつ容易な更新に配慮すること。		
	その他		公開承認施設	基本的性能	公開承認施設としての承認を受けられるよう「別添資料8 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項(改訂)」等の必要基準を満たし、重要文化財の取り扱いが可能となるような施設及び備品(展示ケース等)の整備を行うこと。なお、重要文化財を展示するにあたり、使用する諸室は、トラックヤード、一時保管庫、収蔵庫①、企画展示室、常設展示室⑤及びそれらの途中経路(通路、EV)とする。 本施設は、公開承認施設の承認を目指しているため、承認に必要な施設機能を満たす。
		公開承認施設の承認			

大分類(1)	中分類 a.	小分類(a)	微分類	要求水準
施設計画				Ⅲ-4)に示す各種要求性能に加え、施設および部位毎の要求水準を示す。
建築計画に関する要求水準				Ⅲ-4「施設整備に係る基本的性能」に加え、建築計画にて定めるべき性能及び仕様について、本節にて内容を規定する。各諸室の性能については、「別添資料1 各室諸元表」による。
	配置計画			Ⅲ-3「設計条件」、Ⅲ-4「施設整備に係る基本的性能」及び本項の諸条件及び要求水準を満足した計画とする。 潤いとゆとりのある魅力的な空間が確保できるよう、敷地を最大限有効活用する。 隣接する倉吉パークスクエアや史跡大御堂廃寺跡歴史公園とのつながりに配慮する。 北側住宅地に配慮する。
	平面構成			建物のどの方向からも立ち寄りしやすいオープンな施設とする。 各要求水準を満足した上で、構造計画や設備計画と整合させ、合理的で機能的な計画とする。 諸室の利用形態及び特性を十分に把握し、フロア毎に機能的な計画とする。
	階層構成			スパンは、各室の面積や用途及び設備システムと整合したものとす。 「別添資料1 各室諸元表」に記載の条件を満たすものとする。 各フロアに配置する諸室の面積や用途及び構造計画や設備計画と整合した階高とする。 各室の天井高は、「別添資料1 各室諸元表」に規定する高さ以上を確保する。
	仕上げ			同一仕上げ面は、全面にわたり均一とする。 経年による変形や著しい変色が生じないものとする。 異なる仕上げの取合い部分は、見切縁を設けるなど、変位による破損や経年変化による隙間の発生及び傷がないものとする。 鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。
	外装計画			主要な外装部分については、経年変化、劣化、退色が少なく、極度の汚染がないものとし、大規模な修繕を必要としないものとする。 汚れ防止に効果のある素材やディテールを用いる。 設備機器は外部から直接見えないものとする。目隠し板を設ける場合は、外壁の仕上げと同等の仕様とする。 金属を使用する場合は錆や腐食の少ない素材とする。
	内装計画	共通		塗装及び接着剤(建築資材、備品含む)は、ホルマリン不検出のものとする。 使用する材料(建築資材、備品含む)は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に配慮したものとともに、ゼロアスベストとする。 仕上げ材は、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性があり維持管理が容易な材料とする。 内装材は、「別添資料1 各室諸元表」に記載の性能を満足させる。
		床		床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流による衝撃で、欠損や剥離が生じないものとする。 廊下、階段はスリップ防止・衝突防止の措置を講ずる。 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がないものとする。 人の往来が予定される床面に EXPJ を設ける場合は、カバーで隠蔽する。
		壁		日常行動、交通及び物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がりが生じない強度を有し、ぐらつきが生じないものとする。 壁やドレンの縦配管は、基本的に壁面内に隠蔽とするが、容易に点検及び清掃ができるものとする。 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナガードを設ける。
		天井		天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口等により点検できるものとする。
	什器・備品			設置する室は、「別添資料1 各室諸元表」による。 設置する什器・備品の仕様及び数量は、「別添資料1 什器・備品リスト」による。
		二重床		設置する室は、「別添資料1 各室諸元表」による。 床下有効高さを100mm以上とし、各室に必要な配線・配線機器の展開が可能高さ有するものとする。 室に設定された床荷重と同等以上の耐荷重を有し、適用地震時水平力は 1.0G となるものとする。 錆その他有害な不具合を発生させないものとする。
	建具関係	共通		日常行動及び交通・物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がりが生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反り、錆が発生しないものとする。 高齢者、障害者等の利用が想定される出入口は、支障となる段差を生じないものとする。また、車いす利用者が容易に開閉して通過できる構造とする。 ガラス扉及びガラス入り扉は、強化ガラスや網入りガラスなどの採用、飛散防止フィルム貼りその他の方法で、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、ガラス面に衝突防止サインを設置する。また、可動部は蹴込みに対して安全な形状とする。 自動扉は、挟み込み防止や引込み部の巻き込み防止の処置を行う。また、非常時開放装置を設ける。 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。 結露防止に配慮し、また結露水が室内に及ばない構造とする。 室内への浸水に考慮し、可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手とする。 取手やクレセントの操作部については、操作性や強度が確保されているものとする。
		各室出入口		有効開口幅は 850 mm以上とし、各室の機能や規模に応じ、収納家具、備品、設備機器が台車で搬入可能な有効寸法とする。 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行う。 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけないものとする。 「別添資料1 各室諸元表」に記載の遮音性能に合致する建具を設ける。
	外部出入口			屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置する。
	外部窓			開口部の位置が低い場合は、手摺りを設置し、落下防止の処置を行う。
	その他の建具及び点検口			寸法は、機器類及び物品類の搬入が可能大ききとする。
	建具廻り			カーテンおよびブラインドを設置する場所は、「別添資料1 各室諸元表」による。

Ⅲ. 設計・建設業務 5. 施設計画

大分類(1)	中分類 a.	小分類(a)	微分類	要求水準	
建築計画に関する要求水準	サイン	共通		施設全体として、サインシステムや色彩計画を作成し、誰もが容易かつ正確に目的地へたどり着くことのできる誘導とする。 倉吉パークスクエア全体図を表現した屋外案内板を事業敷地内に設ける。 「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させる。 周辺環境及び建築空間と調和し、デザインや仕様の意匠性に統一感をもたせ、視認性に優れた形状、寸法、設置位置及び表示内容とする。 電気設備で設置する音声誘導装置と整合させる。	
		掲示板	共通	周辺環境及び建築空間と調和し、デザインや仕様の意匠性に統一感をもたせ、視認性に優れた形状、寸法、設置位置及び表示内容とする。 歩行者の通行に支障のない位置に設置する。 設置室及び参考寸法は「別添資料● 什器・備品リスト」による。	
			屋外掲示板	来館者や敷地外周一般道から見えやすく、展示会の広報を行うために適切な仕様・大きさとする。 鍵及び照明付とする。 堅固で錆の発生がなく、掲示物が雨に濡れず、歩行者などに剥がされない構造とする。	
			屋内掲示板	大きさは、自館広報が可能な大きさに加え、他館広報用にB2サイズを30枚程度掲示できる大きさを確保する。	
	駐車場			屋外駐車場において、車室の大きさは、普通車幅 2,500×奥行 5,000 mm以上とし、1 台毎に明示し車止めを設置する。 駐車区画線、矢印及び停止線などの、路面表示を行う。 車いす利用者用の駐車区画については、車いす利用者用であることを示す路面標示を行う。	
	自転車置場			屋根付きとし、エリアを明確にする。 自転車及び 2 輪車用の区画(自転車:500×2,000 mm、2 輪車:900×2,000 mm)を設け、二段式とはしないこと。 堅固で錆の発生が少ない構造とする。	
	構造計画			固定荷重、積載荷重、積雪荷重、地震力、風圧、土圧等に対し、建築及び部材の強度を適切に確保する。 各室の床積載荷重は、「建築構造設計基準(平成30年版)」に記載の積載荷重を確保する。	
	外構計画	全般			ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させる。 経年変化、劣化、退色が少なく、極度の汚染がないものとする。 汚れの防止ができる素材やディテールを用いたものとする。 設備機器は外部から直接見えないようにする。 外構部(建物外壁部も含む)にワークショップ、催し物等に対応するため電源を2箇所以上と、水栓3基程度・排水設備を確保する。 安全確保のため、適宜、車止め・安全柵等を設ける。
			オープンスペース		広場は、自然と人が集まり日常的に市民のであい・ふれあいが生まれるような機能とする。また、催し物の開催等により、本機能から倉吉パークスクエア全体のにぎわいが創出されるような機能とする。 セキュリティに配慮しつつ、門や囲障で区画せず、24時間出入り可能な公共性を有する空間とする。
			歩行者用通路		敷地内の通路部分は雨天時においても滑りにくい仕様とし、エントランスロビーまでは段差が無く、車椅子利用者が容易に通行が可能なものとする。
			車路		車両進入路と歩行者の動線は明確に分離させ、安全対策を施す。 車両の通行により沈下、不陸及び段差が生じない構造とする。 車両が無理なく通行できる車路巾を確保する。 舗装は通行する車両の種類に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水樹及び側溝の蓋も含め耐荷重性能が適切な計画とする。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。 適切な排水性能を継続的に確保できる計画とする。
		バス来館者への対応			観光バス等での来館者がスムーズに乗降、来館できるよう敷地内のメインエントランスに近い場所に車寄せを設けるとともに、車寄せからエントランスへの雨に濡れないアプローチを整備する。
		車いす利用者用駐車場			屋根又は庇を設ける。 「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させる。
		雨水排水			敷地内において水溜りなどができないよう、適切な排水処理を施す。
		植栽			倉吉市景観条例及び倉吉市景観計画に基づき、規定の緑化を行い、環境及び景観の向上を図る。 灌水設備や縁石、支柱により樹木の生育が確保されるものとする。 樹種については、周辺環境に調和するものとし、美観や通行者等の安全に配慮し、成育環境に適した樹種を選定する。

Ⅲ. 設計・建設業務 5. 施設計画

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準
電気設備計画に関する要求水準	各室計画条件 共通事項			(1)機材の規格については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。
				(2)設計照度、幹線ケーブルのサイズ、受変電機器の選定、発電機の選定、直流電源装置の蓄電池容量、整流器の定格直流電流、無停電電源装置の容量及びテレビ共同受信設備の各テレビ端子利得は、「建築設備設計基準(平成30年版)」の計算方法により性能を満たしていることを確認する。
				(3)電気設備は、エネルギー損失の低減及び負荷の標準化を行う。エネルギーの効率的利用について熱源設備を含めた最適な組み合わせにより、ランニングコストの低減及び環境負荷低減した設備とする。
				(4)照明器具は、「グリーン購入法」に適合したエネルギー消費効率の高い器具を用いる。照明器具はLED器具を主体とする。
				(5)事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分に関しては、電灯及び動力設備については、電力消費量が計測できる機能を設ける。
				(6)電気関係諸室及び幹線経路は、保守点検時並びに機材増設時及び更新時に配慮し、機器レイアウト及びスペース確保を行う。また、予備品の保管スペースを確保する。
				(7)通信・情報設備、中央監視制御設備は電源の瞬時電圧低下などの異常時や保守点検時にも機能停止を招かぬよう、停電補償を行う。
				(8)機器及びシステムにおいて、技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に県と協議する。
				(9)通信・情報設備のシステム構成は、保守が容易なものとする。
				(10)見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に合致するものとする。
電灯設備				(11)採用する機器に関する消耗品、及び交換部材については、手配から納入までの期間が2週間以内に対応可能なものとする。また、設備機器の故障による緊急対応の手段を構築する。
				(1)照明制御は、各種照明制御方式を組み合わせたシステムとし省エネルギーを図る。照明器具は総務事務室及び警備員室にて点滅操作を行えるものとする。
				(2)分電盤は予備回路及び予備スペースが確保する。また、予備回路数は実装回路数の20%以上又は電源種別毎に5回路とする。
				(3)OA機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置レベルⅡ)を設置する。
				(4)コンセントは電圧種別の確認が容易にできるものとし、次のものはプレート上に表示を行う。 a.単相100V以外の電源種別 b.商用電源以外の電源種別(発電回路、UPS回路)
				(5)各室の特殊負荷については、「別添資料● 特殊負荷一覧表」による。
				(6)省エネルギーに係わる業務報告に必要な機能を設ける。
				(7)外構には夜間の通行安全性、防犯性を確保するため外灯を設置する。設置にあたっては景観性を損なわないものとする。外灯の点滅は自動制御およびタイマー制御にて行うものとし、周辺への光害を防止する。「鳥取県星空条例」に適合させる。
				(8)外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水・錠付)を設置する。
				(9)視覚障害者及び聴覚障害者の避難時の支援として、外部への避難口及び基準階避難階段に誘導灯を設置する。誘導灯は、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとする。「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させること。
動力設備				(1)防災設備用の制御回路を含む制御盤は、一般負荷用の制御回路を含む制御盤と区別する。
				(2)電動機の始動方式は、負荷容量及び負荷の特性により決定する。
				(3)主幹器具は、端子とし、定格電流は最大使用電流以上のものとする。ただし、分岐用遮断器の定格電流が過大となる場合は、配線用遮断器とする。
雷保護設備				(4)動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面により行えるものとし、中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設けるものとする。
				(1)JISA4201-2003「建築物等の雷保護」の規定による。
受変電設備				(2)建築設備計画基準により保護レベルを選定する。ただし、選定に当たり参考指数に幅がある場合は、中間値以上の指数を用いる。
				(1)電力事業者からの供給電力については、1回線受電とする。
				(2)受変電設備に用いる機器は、不燃化を図る。
				(3)配電盤形式は、キュービクル式配電盤とする。
				(4)デマンド監視を行う。
				(5)高調波対策を行う。
				(6)将来の負荷の増加に対して設備容量が増加できるものとし、見込むべき増加分の容量は、施設完成時の負荷に対して電源種別毎に20%以上(最大5回路)とする。
				(7)中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設ける。
				(8)商用電源が途絶しても、操作及び監視・計測が行えることとする。
				(9)自動力率制御を行う。
静止型電源設備				(1)静止型電源装置は、消防法等の関連法令の規定に適合するものとする。
				(2)直流電源装置の蓄電池及び整流装置は、キュービクル型とし、受変電設備と同一の室に設ける。
				(3)直流電源装置は、非常用照明及び受変電設備の制御用とする。
				(4)蓄電池として鉛蓄電池を採用する場合は、長寿命型とする。
				(5)直流電源装置の放電時間は、非常用照明に用いる場合は30分以上とする。
				(6)交流無停電電源装置は、サーバー、中央監視設備、PBX、Jアラート端末機器に対して無瞬断で電力の供給が行えるものとする。
発電設備	燃料系発電装置			a.機器仕様については、それぞれの有する特性及び用途を考慮し、採用するシステムを総合的に検討の上選定する。
				b.特殊負荷として「別添資料● 特殊負荷一覧表」により発電回路とした負荷には、商用電源が途絶した後も発電装置より電源が供給されるものとする。
				c.非常用発電装置は、商用電源途絶時に防災用負荷、保安用負荷及び業務上停電が許されない負荷への電源供給を行う。
				d.キュービクル式とする。
				e.原動機の連続運転可能時間は、10時間以上とする。
				f.燃料槽は、運転時間を10時間以上とし専用で設ける。
				g.発電装置の排気ガス経路及びその排出口は、執務に影響を与えず、排気ガスにより近隣や外壁に影響を与えない位置もしくは方法により設置する。
				h.各機器は運転音のできるだけ小さい機種とする。
構内情報通信網設備	構内情報通信網設備			(1)構内情報通信網設備については、運用形態、情報の種類・量及び信頼性・保守性を考慮し、拡張性の高いシステムを構築する。
				(2)各階に支線系スイッチを設けられるようにする。
				(3)各階廊下部にケーブルラックを布設し、保守性を高める。

構内交換装置	共通	(1)構内交換装置に收容される局線は、「別添資料1 各室諸元表」により選定する。また、光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとする。なお、引込み経路については局線と同程度の予備経路が設けられるものとする。	
		a.通話方式はダイヤルイン及びテナント方式とし、中継台方式にも対応可能なものとする。	
		b.施設内のすべての内線電話機と内線での相互通話が行える機能を設ける。	
		c.通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音の送出ができる機能を設ける。	
		d.受話器外し及びダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後に自動的に警報音の送出を当該内線電話機にて行う機能を設ける。	
		e.内線電話機を呼出す際、該当内線が通話中であれば、グループ内の空き内線電話機に自動的に転送し呼出しを行う機能を設ける。	
		f.グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能を設ける。	
		g.内線電話機にて特定の番号を入力することにより、あらかじめ登録された内線番号及び外線番号への発信ができるものとし、また、内線電話機毎に外線番号及び内線番号の登録・変更が容易にできる機能を設ける。	
		h.内線電話機毎に国際、市外及び市内への外線発信制限の設定及び変更ができる機能を設ける。	
		i.着信した外線にて通話中の通話者が、任意の内線電話機にその外線通話を転送し、転送先の内線電話機で継続して通話を行える機能を設ける。	
		j.リダイヤル機能を設ける。	
		k.使用料金を算出できる課金機能を設ける。	
		m.IP電話システムに対応する。	
		n.電話機から拡声設備を通じて呼出ができるよう、ページング機能を設ける。	
		o.時間外の電話の応対として、オートアナウンス機能を設ける。	
内線電話機	a.押しボタン式とする。		
	b.多機能電話機とする。ただし、多機能電話機が不要の場所については一般電話機の採用を可とする。また、メタルの外線数については停電補償機能付きとする。		
	c.通話時間及び発信した場合はその番号が確認できる機能を設ける。		
PHS	a.敷地内で送受信可能なように接続装置(CS)を設ける。		
	b.構内PHS子機は、充電器付とする。		
	c.県職員用に10台を備える。		
公衆WiFi	a.公衆WiFi用アクセスポイントを設け、公衆用インターネット回線を利用可能とする。		
情報表示設備	マルチサイン装置	a.施設利用者に対して、イベント案内などを表示するマルチサイン機能がエントランスホールに設ける。なお、表示間隔は一定間隔おき及び連続とし、表示は同時、交互又は単独で行えるものとするが、両者の表示を同一の表示部では行わないものとする。	
		b.操作部は次による。	
		(a)総務事務室にて、キーボード及びマウスの入力機器により、表示データの作成ができ、内容の保存及び変更が随時可能とする。	
		(b)紙面情報(画像、文字)、電子データの取込みができる機能を設ける。	
		(c)総務事務室にてリアルタイムで表示状態を確認できるものとする。	
		(d)表示内容については、年間スケジュールの設定及び変更ができるものとする。	
		(e)緊急地震速報システム及びJアラートに対応し、自動にて画面の切替が行えるものとする。	
		時刻表示装置	a.親時計及び子時計で構成し、同一の時刻を表示、確認できる時刻表示機能を設ける。
			b.親時計
			(a)発振装置は水晶式とする。
			(b)子時計回線毎に回線モニタ及び一斉運針停止ができる機能を設ける。なお、1回線に接続できる子時計は10個以上とする。
			(c)自動時刻修正機能については、アンテナを設けることにより、補正信号を受信できるものとする。
			(d)モニタ用時刻表示部を設け、総務事務室にて常時確認が行えることとする。
			(e)プログラムタイムを設ける。
			(f)電子式チャイム機能を設ける場合は、音量調節可能とする。
(g)電波式とする場合は、標準電波を正確に受信できるものとする。			
c.プログラムタイム			
(a)平日、休日の設定及び変更ができる機能を設ける。			
(b)1週間周期とし、1分単位で任意の時刻設定ができる機能を設ける。			
(c)商用電源途絶時に、プログラム設定を100時間以上記憶できる機能を設ける。			
d.子時計			
(a)時刻表示部は、「別添資料1 各室諸元表」に示す設置対象室内のどの場所においても時刻を容易に確認できるものとする。			
(b)表示方式をデジタル式とする場合は、表示時刻を12時間・24時間表示に切替可能とする。			
映像・音響設備	(1)レストラン及び会議室、ホール、エントランスに映像・音響機能を設ける。		
	(2)映像又は音響出力は、当該室にて選択可能な計画とする。		
	(3)映像・音響設備は、別途備品リストによる。		
拡声設備	(1)消防法、その他関係法令を遵守した非常放送設備と業務用放送設備の兼用型とし、拡声放送を行う主装置は総務事務室、リモートマイクは警備員室に設置する。		
	(2)総務事務室よりゾーン別及び全館に放送が行える拡声機能を設ける。		
	(3)閉館・閉館のオートアナウンス及びチャイムを自動放送する機能を設ける。		
全国瞬時警報システム	「別添資料● 全国瞬時警報システム 基本構成図」を参考に、県(危機管理局)が別途支給するJアラート受信機及び専用パソコンを用いた警報システムを整備する。また県(危機管理局)と調整のうえ、試験調整を行う。		
誘導支援設備	音声誘導装置	a.視覚障害者への支援として、前面道路境界より建物内に至るまでの部分に、専用白杖の磁気式検出部を用いた音声誘導装置を設ける。	
		b.身体障害者等への対応として、建屋外部からの呼び出し用のインターホン設備を風除室に設置し、総務事務室及び警備員室に通じる設定とする。	
	インターホン	b.通用口及び県民ギャラリー用トラックヤードにカメラ付インターホン設備を設置し、総務事務室及び警備員室から当該出入口の電気錠を遠隔操作により施錠できるものとする。	
		a.多目的トイレには、使用者が必要な時に総務事務室及び警備員室へ連絡できる非常呼出し機能を設ける。	
	トイレ呼出装置	b.呼出しボタンは確認灯付きとする。	
		c.ボタンが押されると同時に音声による通話が可能となる装置を設ける。	
テレビ共同受信設備		d.トイレ廊下側には呼出しが行われたことを表示する表示機能を設ける。	
		e.総務事務室及び警備員室では呼出しされた場所が速やかに確認できるものとする。	
		(1)地上波デジタル放送、BS及びCS(110)の受信が可能なテレビ共同受信機能を設ける。また、ケーブルテレビの引き込みにも対応できるものとする。	
		(2)各テレビ端子の要求性能は、UHFは57dB以上、BS及びCSは57dB以上とする。	

監視カメラ設備		(1)館内及び本事業用地内において、防犯監視上有効な位置に監視カメラを設置し、防犯監視の抜け落ちのないように配置する。監視カメラは、設置したエリアの様子リアルタイムで容易に確認及び記録できる機能を設ける。
		a.カメラ部
		(a)撮像部は固体撮像素子とし、カラーとする。
		(b)水平解像度はハイビジョン対応とする。
		(c)最低被写体照度は3lx以下とする。
		(d)ホワイトバランスは自動補正方式とする。
		(e)可変焦点レンズ(オートフォーカス)とする。
		(f)全てのカメラの操作は電動操作とする。
		b.監視・操作部
		(a)水平解像度はハイビジョン対応とする。
	(b)カメラ1台毎の操作ができるものとする。	
	(c)録画時間は定間隔にて連続1ヶ月以上可能とする。また、アラーム信号にて自動的に連続録画が行えるものとする。	
	(d)タイマー録画はスケジュール設定が可能なものとする。	
	(e)映像に日時を重ねて録画できる機能を有するものとする。	
	c.モニター部 総務課、警備員室(ともに21型)、受付(14型)にモニターを設置する。	
防犯・入退室管理設備	入退室管理	a.管理内容
		(a)各室の出入口で電気錠が必要な室およびテンキーが必要な室については「別添資料2 各室のセキュリティの考え方」による。
		(b)各室の入室規制は、使用者毎に設定可能とし、設定の変更は特定権者により随時可能とする。
		b.電気錠
		(a)電氣的(瞬時通電、通電時)に施錠制御が可能な錠で、機械的(鍵、サムターン)に施錠も行うことが可能なものとする。
		(b)施錠状態、扉の開閉状態を認識部へ出力できるものとする。
		(c)電気錠の形式は、原則として通電時施錠型とする。
		(d)火災発生、大地震による災害時には、基本的に電気錠はすべて開錠されるものとするが、収蔵エリア、展示エリア、研究エリア及び外部に通じる出入口は停電時も施錠状態を保持する仕様とする。当該エリアの内部からの避難が関係法令に基づいて行えるよう、避難方向には機械的(サムターン)を用いて開錠できる構造とする。
		(e)停電時は開錠とするが、収蔵エリア、展示エリア、研究エリア及び外部に通じる出入口は停電時も施錠状態を保持する仕様とする。当該エリアの内部からの避難が関係法令に基づいて行えるよう、避難方向には機械的(サムターン)を用いて開錠できる構造とする。
		c.個人カード認識部(カードリーダー)
	(a)個人カード情報を読取り、その情報を管理装置へ出力するものとする。	
	(b)設置位置は各室出入口の近傍かつ個人カード操作が容易に行える位置とする。	
	(c)個人カードの認識は非接触で行えるものとする。	
	e.管理装置	
	(a)認識部より送られた情報内容を、蓄積及び判別した施開錠を行うものとする。	
(b)許可・不許可設定ができるものとする。		
(c)商用電源が途絶しても、管理設定データを72時間以上保持できるものとする。		
(d)入退室状況は、総務事務室にて監視、記録ができるものとする。		
(e)管理設定の変更については、特定権限者により随時行えるものとする。		
f.個人カードは非接触式(近接触)のタイプのICカードとする。		
(a)カードの枚数は監視員を含めた職員数分を用意し、予備として50枚を見込むものとする。		
鍵管理	a.管理内容	
	(a)各室出入口の鍵については、総務事務室に鍵管理ボックスを設け、利用は前記の個人カード又はテンキーにて行う。	
	(b)鍵管理ボックス利用の規制は、施設利用者毎に設定可能とし、設定の変更は特定権者により随時可能とする。	
(c)鍵の貸出状況は、総務事務室において監視、記録可能とする。		
(d)こじ開けを検出できるものとする。		
防犯機能	a.建物については、不正侵入が予測される箇所に於いて赤外線センサー及びガラス破壊センサーを設置する。	
	b.不正侵入の状況は、総務事務室および警備員室にて監視、記録可能なものとする。	
自動火災報知設備	自動火災報知装置	a.消防法、その他関係法令を遵守し設置する。
		b.受信機の仕様については、インシャルコストとメンテナンスコストの両面から検討し、P型かR型かを選定し、決定する。
	c.受信機は警備員室に設置し、総務事務室に副表示器を設置する。	
自動閉鎖装置	a.建築基準法、消防法及びその他関係法令を遵守し、必要な設備を設置する。	
ガス感知器	ガス使用場所には、集中監視できるガス感知器を設置する。	
中央監視制御設備	受変電設備、発電設備、静止型電源設備及び防災設備の監視・制御を行う。	
デジタルアーカイブビューイング(仮称)	デジタルアーカイブビューイングの映像機器、システムの整備と維持、更新を行う。 詳細は「別添資料● デジタルアーカイブビューイングの映像機器の設置等について」を参照する。	

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準
機械設備計画に関する要求水準	共通事項			<p>(1)機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。</p> <p>(2)「別添資料1 各室諸元表」に示す漏水対策の要求がある部分には、水系の配管を設けない。スプリンクラー設置義務がある場合は、不活性ガス消火設備で代替する。やむを得ず設ける場合は、下記による漏水対策を行う。また、上階に水系の配管を設けた場合は、配管の漏水を管理室にて監視できる構造とする。 a.配管の漏水により室内の機器に影響を及ぼさない防護処置を行う。 b.漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造とする。 c.漏水に対する警報及び状態を管理室にて監視できる構造とする。 d.室内の機器の床面には、漏水による浸水を防止する防水堤を設ける。</p> <p>(3)事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分に関しては、給水・給湯・ガスの各消費量が計測でき、それに基づく各種料金算出を行う機能を設ける。</p> <p>(4)見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に合致するものとする。</p> <p>(5)採用する機器に関する消耗品、及び交換部材については、手配から納入までの期間が2週間以内に対応可能なものとする。また、設備機器の故障による緊急対応の手段を講じる。</p> <p>(6)設備計画は、施設のもつべき性能が十分に確保され、周辺環境に対しても十分に配慮した計画とする。また、設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断する。</p> <p>(7)竣工時のシステムが持つ性能を常時低下させることなく、維持、管理が行える設備計画とする。設備機器設置場所の大きさについては、主要機器・付属機器類の設置スペース、保守管理スペース、機器の搬入・搬出スペース等に留意し計画を行う。また、機器更新の動線にも配慮した設置場所とする。主幹線や主配管については、系統別に色分け表示を行うなど、保守性や更新性を考慮した適切な経路・空間を計画する。</p> <p>(8)原則として、使用する電線・ケーブル類は、EM電線・EMケーブルを採用する。</p> <p>(9)主要な設備機器は中央監視方式とし、管理室内で一括管理することが可能な計画とする。</p> <p>(10)各室性能は「別添資料1 各室諸元表」により計画を行い、温度、湿度、清浄度、音、臭い、振動等に十分留意して、美術館全体として、美術品の保存や、一般客の鑑賞の妨げにならないよう十分に配慮した設備計画を実現する。</p>
空気調和設備				<p>(1)展示室、エントランス、吹抜け部分等の大空間は、快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムとする。</p> <p>(1)熱源及び空調システムは年間の空調負荷特性に適合するものとする。</p> <p>(2)熱源システム(熱源機器と必要な周辺機器を含むシステム)は、本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となるものとする。また、冷媒を使用する場合はオゾン破壊係数ゼロで、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい冷媒とする。</p> <p>(3)空調システムは、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギーの利用などのシステムの組み合わせとする。また、環境負荷低減に努め、LCCO2を可能な限り低減するシステムとする。</p> <p>(4)熱源システムは中央方式とする。ただし、設備関係諸室、会議室等については、パッケージ形空調機の使用を妨げない。</p> <p>(5)建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、排気により不快を感じないものとする。</p> <p>(6)蒸気配管を計画する場合は、熱源機械室内において使用圧力まで減圧してから各需要箇所へ供給できるよう配慮する。</p> <p>(7)空調ゾーニングは、方位別、部位別、室用途別などの要因を把握し行う。</p> <p>(8)空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ細分化する。(室全体一括でも制御できるものとする)</p> <p>(9)室内の空調システムは、使用者が気流によるドラフトを感じないシステムとする。</p> <p>(10)展示室、レストラン、ホール等、在室人員の変動がある室は、外気導入量の制御が行える仕様とする。</p> <p>(11)災害時に使用する室の空調及び冷房は、非常電源のみで稼働できる構造とする。</p> <p>(12)収蔵庫、研究用図書室、研究資料倉庫は、中に納める物品の保存状態に悪影響のない環境とする。(美術振興課)</p> <p>(13)エントランス等で人が滞留する空間がある場合は、居住空間の快適性を有する空調方式とする。</p> <p>(14)収蔵庫、展示室は、空調調和機の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いようバックアップを持つものとする。</p> <p>(15)リターン吸込み位置や温湿度センサー取付位置は、室内の什器・備品などに影響を受けない位置とする。 なお、空調設備の水準は下記により確認する。 a.熱源システムは、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作性・メンテナンスの難易、地域のエネルギー供給状況、エネルギーの入手難易度、設置面積、性能特性(部分負荷性能、省エネ性能)、振動・騒音、エネルギー源、信頼性(実績)、負荷への柔軟性、について、機器の種別及びエネルギー別にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。 b.人が滞留する吹抜け空間の空調方式については、快適性、経済性、維持管理性のLCC比較検討書にて確認する。 c.熱負荷計算は「建築設備設計基準(平成30年版)」により確認する。</p>
換気設備				<p>(1)室内全体を均一に換気できるものとする。</p> <p>(2)熱源機械室、電気室、エレベーター機械室の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優位な方式とする。</p> <p>(3)各室にて発生した臭気や物質が他の室に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>(4)建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、レストラン、トイレ、喫煙室等臭いの発生する室からの排気により不快を感じないように配慮する。</p> <p>(5)展示室、収蔵庫及び研究資料倉庫等は、中に納める物品の保存状態に影響のない環境とする。</p> <p>(6)収蔵庫のシステムは、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化などのシステムの組み合わせとする。また、環境負荷低減に努め、LCCO2を可能な限り低減するシステムとする。</p> <p>(7)各室の規模、用途に応じて、最適な換気方式を選定すると共に、各室のエアバランスに留意し、最適風量制御を講じる。</p>
排煙設備				<p>(1)関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路を確保する。</p> <p>(2)高所作業の際の足場を組むスペース等、排煙設備のメンテナンススペースを確保する。</p>
自動制御設備				<p>(1)中央監視装置は管理室に設置し、空気調和設備、換気設備、給水設備、排水設備の集中監視制御を行う。</p> <p>(2)用途別の各種エネルギー消費量及び主要熱源機器の機器効率を随時把握し、統計処理ができる仕様とする。また、省エネルギーに係る業務報告において資料の作成に必要な分析が行える機能を備える。</p> <p>(3)中央監視装置は、事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分の各室の光熱水費の課金管理が可能な仕様とする。</p> <p>(4)中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成とする。</p> <p>(5)電気設備で設ける中央監視装置から出力される必要な計測データをネットワーク経由で入出力できるものとする。</p>
衛生器具設備				<p>(1)手洗い水栓は自動水栓とする。</p> <p>(2)洋風便器は、暖房機能付きの温水洗浄便座付きとする。温水洗浄便座は、電気用品安全法(昭和36年11月16日法律第234号)に準じた漏電に対する保護機能をそなえたものとする。</p> <p>(3)男子トイレ及び女子トイレの洋風便器の1組の便房には手すりを設ける。</p> <p>(4)小便器はリップ縁までの高さが床面より350mm以下の壁掛形とし、個別感知洗浄弁一体型とする。また、各男子トイレの小便器1組は手すり付きとする。</p> <p>(5)共用部分の男子トイレ及び女子トイレ内の洗面器のうち、それぞれ1組は手すり付きとする。</p> <p>(6)多目的トイレには身体障害者用の便器、洗面器、オストメイトの排泄物処理ができる汚物流しと、便器に座ったまま使用できる手洗器を設けることを基本に、「鳥取県福祉のまちづくり条例」に適合させるものとする。</p> <p>(7)トイレの衛生器具の数は、利用者が遅延なく快適に使用できるものとする。但し、当該階層のほとんどが設備室、倉庫で、通常時には人が滞在しない場合は、この限りでない。 なお、衛生器具設備の水準は以下により確認する。 ・トイレ内の衛生器具の数は、適切に設定されていることを、計算資料により確認する。</p> <p>(8)女子トイレには擬音装置を設ける。</p>

給水設備			(1)給水設備は、給水先の各器具及び機器に使用する用途に必要なとする水量、水圧で、衛生的な水が汚染されることなく供給できるよう配慮する。	
			(2)「別添資料1 各室諸元表」に示す給排水の要求がある部分については、給水設備を設ける。	
			(3)屋外散水栓については、1つの散水栓の散水範囲を最大で半径20mの範囲とし、外構全域を包含するのに必要な位置に設置する。	
			(4)補給を行う部分については、自動灌水装置を設置する。	
排水設備			(7)冷却塔を設ける場合は、補給水量を計量し、下水道料金減免のための申請を行う。 なお、給水設備の水準は以下により確認する。給水方式の選定に当たっては、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性(実績)について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。	
			(8)給水設備は、来館者の変動により給水量の不足が起こらないよう、また、残留塩素が基準値を下回る等、不衛生な状態になることのないよう計画する。	
			(1)各種排水は、衛生的に公共下水道まで導く設備とする。	
			(2)「別添資料1 各室諸元表」に示す給排水の要求がある部分については、排水設備を設ける。	
給湯設備			(3)排水槽を設ける場合は、排水が流出しない構造とする。	
			(4)排水槽に設ける排水ポンプは、緊急時の緊急排出と故障時対応ができるものとする。	
			(5)建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホール等からの臭気を感じないものとする。	
			(6)排水槽等に設けるポンプは、非常時の緊急排出と故障時対応のできるシステムとする。	
消火設備			(1)給湯設備は、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯が衛生的に供給されるよう配慮する。	
			(3)「別添資料1 各室諸元表」に示す給湯の要求がある部分については、適温(45℃程度)の給湯をシングルレバー混合水栓にて行う。 なお、給湯設備の水準は以下により確認する。 給湯方式は、給湯規模、湯の用途により、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性(実績)について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。	
			(1)関連法令等に基づき、必要な消火設備を設ける。	
			(2)消火設備を設置する場合は、安全性及び環境性に配慮したものとする。	
ガス設備			(3)「別添資料1 各室諸元表」に示すガス消火設備の要求がある部分は、法令上必要が無い場合でも自主設置を行う。なお、その場合の設備仕様は、各種法令に遵守する。	
			(1)ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性のあるものとする。	
	厨房機器設備			(1)サービスシステム、メニュー及び運営方式は、「別紙 VI 運営業務 10 館内サービスに関する業務(附帯事業) レストラン・カフェ、ショップ等」による。
				(2)食数は施設使用者に対応できるものとする。
			(3)厨房設備として、「別紙 VI 運営業務 10 館内サービスに関する業務(附帯事業) レストラン・カフェ、ショップ等」に即したものを備える。	
			(4)厨房用熱源は、経済性、安全性において有利なものとする。	
昇降機設備	常用エレベーター		(1)耐震性能は、「昇降機耐震設計・施工指針」(2016年版)2.2 設計用水平震度の設計用標準震度 K_s の区分「S」にて設計されるものとする。	
			(2)乗用エレベーターは来館者用・管理用それぞれ1台以上を身障者用エレベーターとし、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による身体障害者用付加仕様を設ける。	
			(3)エレベーターの監視制御盤は、管理室に設置する。	
			(4)昇降機設備の水準は以下により確認する。乗用エレベーターの計算式は、「建築設備設計基準(平成30年版)第8編搬送設備第1章エレベーター」の交通計算により計算し、上記項目が満足するか確認する。	
			(5)エレベーターには、地震時管制運転、火災時管制運転、並びに停電時救出運転又は非常用発電時管制運転機能が設ける。	
昇降機設備	搬入用エレベーター		(1)着床階は1階及び収蔵庫、展示室のあるフロアとする。	
			(2)開口幅4m以上、奥行き3.5m以上、高さ3.5m以上とし、大型美術品にも対応できるよう配慮する。	
			(3)積載荷重は4,000kg以上とし、速度15m/minとする。(美術振興課)	
			(1)エスカレーターを設置する場合は、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)」による。また、異常警報を中央監視室に出力するものとする。	

Ⅲ. 設計・建設業務 6.業務の実施に関する要求水準

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準
		設計図書の作成	図面の作成	図面の作成は、「建築工事設計図書作成基準」、「建築設備工事設計図書作成基準」による。
			基本設計書の提出	基本設計書は、「建築(構造・外構その他を含む)」、「電気設備」、「機械設備」及び「昇降機設備」に区分し、それぞれについて、基本設計終了時に県に提出する。 提出内容は以下により、提出サイズは「建築工事設計図書作成基準」による。 (a)計画説明書 10部 (b)設計概要書等 10部 (c)設計図面 原図 一式 (d)設計図面 陽画焼き 5部 (e)パース 内観5カット 外観3カット(内観・外観ともにカラー) (f)電子データ (a)～(e)をCD-Rに加工したもの(オリジナルデータおよびPDFデータ)2部
			実施設計書の提出	実施設計書は、前記の区分に基づき作成し、それぞれを工事着手前に県に提出する。 提出内容は以下により、提出サイズは「建築工事設計図書作成基準」による。 (a)設計図書 原図 1部 (b)設計図書 縮小第2原図 1部 (c)設計図書 製本 4部 (d)設計図書 製本縮小版 10部 (e)各種計算書 2部 (f)内訳書 2部 (g)数量計算書 2部 (h)パース 内観5カット 外観3カット(内観・外観ともにカラー) (i)計画通知書等 一式 (j)打合せ記録簿 2部 (k)電子データ (a)～(k)をCD-Rに加工したもの(オリジナルデータおよびPDFデータ) 2部
			設計意図伝達に関する資料等の作成	設計意図の伝達に関する以下の資料等を作成し、県に提出する。 (a)説明図及びデザイン詳細図等 2部 (b)色彩等計画書 2部 (c)質疑に関する検討及び回答書 2部 (d)電子データ (a)～(c)をCD-Rに加工したもの 2部
			透視図及び模型等の作成	パース 実施設計がほぼ終了する段階で、建物の内観及び外観パースを作成し、以下により県に提出する。 (a)彩色 A2版(アルミ製):内観5カット 外観3カット (b)光沢紙:各3部 (c)写真 カラーキャビネ版(A4判):各2部 (d)電子媒体 (b)をCD-Rに加工したもの(2部)
			模型 実施設計がほぼ終了する段階で、周辺道路等を含む完成予想模型を作成し、以下により県に提出する。模型材料は、変形及び退色しにくいものとする。尚、南側駐車場は模型の製作範囲に含まなくてよいものとする。 (a)製作寸法900mm×900程度 縮尺1/200程度の着色模型(台座及びアクリルケース付)	
			申請及び手続き等	申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類の写しを製本し、着工時に県に2部提出する。 正副本の扱いについては県の指示による。また、電子データについても1部提出する。
建設業務		建設工事		事業者は工事に先立って、建設や工事車両の通行による影響が予想される範囲の住民説明を行う。説明範囲には、倉吉市中高層建築物の建築に関する指導要綱による指定範囲がかかる自治会全域を含む。
				工事エリアの仮囲い万能鋼板は、県によるPRIにも対応できるよう、白色系とする。
				事業者は、以下の工事を実施する。なお、工事の実施に伴い発生する給水負担金・給水加入金、下水道負担金等の以下の工事の各種負担金は、本体工事に含めて対応する。
			a. 解体撤去工事	既存基盤施設(引込配管等)の解体撤去工事
			b. 本体工事	美術館の建設工事
			c. 外構工事	外構施設一式の建設工事
			d. 関連工事	設備等インフラ及び道路接続に伴い発生する必要な工事
			e. 近隣対応等	電波障害対策(建設後電波障害調査(事前調査との比較を行った報告書を作成する) ・対策工事・事後確認調査含む)及び近隣対応(説明会等)
			f. 別途工事との調整等	別途行われる工事との調整対応
			仮設事務所の設置	事業者は、県がモニタリングを行う際に利用できる15㎡程度のスペースを確保する。仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所には、机、や電灯を設ける。これらに関する光熱水料は、全て事業者の負担とする。 なお、仮設事務所は事業者の設置する会議室と兼用してもよい。
			工事着手届の提出	事業者は、建設工事に着手する前に、工事着手届を県に提出する。
			監理技術者又は主任技術者の通知	事業者は、建設工事に着手する前に、資格確認資料に記載した建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を選任の上、県に通知し確認を受ける。
			施工体制台帳・施工体系図の作成	事業者は、建設業法に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、県に提出する。
			施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出	a. 事業者は、建設工事の着手前に、総合施工計画書を作成し、県に提出する。 総合施工計画書は、「別添資料● 総合施工計画作成要領」により作成する。 b. 事業者は各工事の着手前に、工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成し、県に提出する。 c. 事業者は、施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類について、各部位の施工後に県に提出する。 d. 施工計画及び品質管理計画の策定に当たっては、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。
			施工体制の点検	事業者は、県から、監理技術者又は主任技術者の設置の状況及びその他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。
実施工程表・月間工程表の提出	a. 事業者は、「躯体」、「仕上げ」、「外構」、「電気設備」、「衛生設備」、「空調設備」、「昇降機設備」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、県に提出する。 b. 事業者は、前記a.の区分毎に月間工程表を作成し、該当月前月末日までに県に提出する。			
進捗状況報告書の提出	事業者は、上記a.の区分毎に出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月県に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして県に報告する。			
別途工事との調整	事業者は、工事期間中に本施設に係る別途工事との工程及び仮設等の調整を行う。調整に当たっては、総合図を作成し、県と協議し、別途工事への協力を行う。			
使用材料の詳細に係る確認	設計及び建設工事において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に県にその内容を提示し確認を得る。			
電波障害対策	事業者は、施設整備に伴い周辺住民への電波障害が発生した場合、従前の状態まで復旧させ、対策後に電波障害対策関連報告書を速やかに県に提出する。			
地中障害物の撤去、撤出及び処分	要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、撤出及び処分については県と協議を行うものとする。 尚、要求水準に明示のない地中障害物、土壌汚染、埋蔵文化財に起因する費用は県の負担とし、工期についても県と協議を実施した上で適切な期間の延長を行う。			
申請及び手続き等	a. 事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。 b. 事業者は、上記の書類について写しを保存し、施設引渡し時に速やかに県に製本の上、提出する。正・副本の扱い等体裁については、県と協議して定める。			

Ⅲ. 設計・建設業務 6.業務の実施に関する要求水準

大分類	中分類	小分類	微分類	要求水準
		完成図の作成		<p>a. 完成図は、建設工事完成時における工事目的たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したもとして作成し、建物引渡し時に速やかに県に提出する。</p> <p>b. 図面の作成は「営繕工事電子納品要領(案)」、「建築工事設計図書作成基準」による。</p> <p>【建築】</p> <p>(a)完成図原図 1部 (b)完成図縮小第2原図 1部 (c)完成図製本 2部 (d)完成図縮小版製本 2部 (e)完成図書金文字黒表紙製本 2部 (f)施工図製本 2部 (g)官公庁届出書 1部 (h)保証書 1部 (i)鍵 一式 (j)予備品・付属品 一式 (k)電子データ (a)と(f)のCADおよびPDFデータをCD-Rに加工したもの 一式</p> <p>【設備】</p> <p>(a)完成図原図 1部 (b)完成図縮小第2原図 1部 (c)完成図製本 2部 (d)完成図縮小版製本 2部 (e)完成図書金文字黒表紙製本 2部 ア 完成図 イ 主要機器完成図 ウ 試験成績書 (f)施工図製本 2部 (g)官公庁届出書 1部 (h)保証書 1部 (i)鍵 一式 (j)予備品・付属品 一式 (k)電子データ (a)と(f)のCADおよびPDFデータをCD-Rに加工したもの 一式</p> <p>c. 完成図は、下記に掲げる内容を含むものとする。ただし、施設の設計内容に応じ、追加する必要のある図等が生じる場合があるため、その作成にあたっては県と協議する。</p> <p>・建築:概要書/案内図/配置図/室名及び室面積や耐震壁が表示された各階平面図/立面図/断面図/仕上表/面積表/矩計図/詳細図/天井伏図/建具/カーテンウォール施工図/施工計画書、その他必要と思われる図書等</p> <p>・構造:特記図/伏図/杭図/軸組図/断面表/構造躯体施工図、その他必要と思われる図書等</p> <p>・電気設備:特記仕様書/各階の各種配線図及び文字・図示記号/分電盤・動力制御盤・配電盤等の単線接続図/各種系統図/電気関連諸室の平面図・機器配置図/各種構内線路図/主要機器一覧表、その他必要と思われる図書等</p> <p>・機械設備(衛生設備・空調和設備・昇降機設備):特記仕様書/主要機器一覧表/衛生器具一覧表/各種系統図/各種平面図(各階)/主要機械室詳細図(平面・断面)/トイレ詳細図/屋外配管図/雨水利用設備/昇降機設備・自動制御設備等の特殊設備図、その他必要と思われる図書等</p> <p>・その他:サイン図、各種試験成績書・報告書、その他必要と思われる図書等</p>
		施設の保全に係る資料の作成		<p>保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、建設工事完了後、次の部数を県に提出する。なお、資料には「施設保全マニュアル作成要領」に基づく「施設保全マニュアル」の作成を含むものとする。</p> <p>(a)取扱説明書 2部 (b)保守指導案内書 2部 (c)機器取扱説明書 2部 (d)主要機器一覧表 2部</p>
		完成写真の提出	完成写真	<p>(a)写真 カラーキャビネ版:90カット各2部 (b)木製パネル水貼り:半切り版:10カット各1部 (c)電子データ (a)をCD-Rに加工したもの:2部</p>
工事監理業務		工事監理	業務内容	<p>・工事監理業務は、基本的に建築士法に定める工事監理者の立場で行う業務とし、第2条第7項、第18条第3項、第21条に該当する業務とする。</p> <p>・工事監理業務の内容は、国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の2の一及び別添一の2の二、別添四に定める業務とする。</p>
		工事監理者及び主任技術者の通知		<p>事業者は、建設工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び主任技術者を選任の上、県に通知し確認を受ける。</p>
		工事監理業務計画書の提出		<p>a. 工事監理者は、業務工程計画、業務体制、業務方針等について工事監理業務計画書を作成し、県に建設工事の着手前に提出し、確認を受ける。</p> <p>b. 工事監理者は、設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程毎に工程別工事監理業務計画書を作成し、毎月提出し、確認を受ける。その際、適用基準の「公共建築工事標準仕様書」との適合を確認する。</p> <p>c. 工事監理業務計画書等の作成にあたっては、県による要求水準確認書や要求水準確認計画書における各業務の業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。</p> <p>d. 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、県と協議し確認を受ける。</p>
		工事監理状況の報告		<p>工事監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録し、事業契約書に規定する工事監理状況報告により、当該記録を県に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合は同様とする。</p>
		工事監理業務報告書の作成		<p>a. 工事監理者は、工事監理に関する記録を作成し、工事監理業務報告書として県に毎月提出し確認を受ける。</p>
		施工計画書及び品質管理計画書の確認(総務課)		<p>工事監理者は、施工計画及び品質管理計画が要求水準確認計画書の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認するものとする。</p>
		施工報告書の確認(総務課)		<p>工事監理者は、建設工事において作成する施工報告書に関して県による要求水準確認書、要求水準確認計画書及び施工計画並びに品質管理計画どおりに施工されていることを確認する。</p>